

# 「スマホ等使用に関する」家庭教育宣言

- 一、機器は、買い与えたのではなく、子どもたちに貸している。
  - ※ 機器を買い与えているのではなく、貸していることを認識することです。なぜなら、スマホ等の使用料は、私たち保護者が支払っています。そのことから、機器の所有権は保護者が持つていることとなります。
- 一、親として、「子どもを育てる、守ること」は、当然であり、そのために、毅然として子どもと向き合う。
  - ※ 子どもたちがどんな友達を持ち、どんな行動をしているかを把握し、危険な目に遭わないように予防することは、親として当然の義務であり、権利であることを認識しています。以上のことを踏まえ、私たち「うきは市立吉井小学校父母教師会」は、ここに、次の決議事項を親子で確認することを宣言します。

## 決議

- 一、スマホ等の暗証番号は、保護者に知らせ、勝手に変えない。
  - ※ 保護者がいつでも通信内容が確認できるようにすることで、ネット空間でのいじめ等から子どもを守ることを共通理解する。
- 一、課金の係る有料アプリやサイトは、話し合ってから決める。もし、間違って購入した場合は、すぐに保護者に知らせる。
  - ※ インターネット上では、課金サイトや有料アプリだけでなく、出会い系サイトや危険なサイトにすぐにつながるようになっており、危険性が高いことを確認する。
- 一、スマホ等の使用は、リビング(居間)で行い、夜九時から翌朝六時までは保護者に預ける。(学校へは、持っていない。)。
  - ※ 保護者の前で話せない内容をメールやトークで行うと、誤解を生む原因になることを確認する。また、固定電話等で相手の保護者と話せないような友だちとの付き合いは、避けることも確認する。
- 一、人として、スマホ等の使用に関するマナーは守る。
  - ※ 食事中、人と話している最中、家庭学習中、自転車の運転中は、スマホ等の使用をしない。これは、これからの社会に生きる人としてのマナーであることを確認する。
- 一、以上の確認した内容と違う使い方をした場合、直ちに保護者に機器を返す。
  - ※ 単に、スマホ等を取り上げるのではなく、一時的に親が預かり、はじめから守るべき内容を話し合う必要があることを理解させる。

以上のことを宣言します。

平成二十六年四月二十五日

うきは市立吉井小学校父母教師会